

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県

2 構造改革特別区域の名称

神話・伝説のふるさとツーリズム特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮崎市、日南市、日向市、西都市、えびの市、南郷町、三股町、高崎町、高原町、野尻町、綾町、新富町、西米良村、都農町、南郷村、西郷村、諸塚村、椎葉村、高千穂町及び五ヶ瀬町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本県産業の特性

本県は、畜産、施設園芸作物等を中心とした農林水産業が基幹産業である。また、豊かな自然、温暖な気候などを活かして、観光・リゾート産業を県の主要産業として位置付けている。

特に、観光・リゾート産業は、その経済効果が農林水産業をはじめ、運輸業、サービス業等に幅広く及ぶリーディング産業であり、その振興を図ることは、本県の経済活性化にとって大変重要なものであるが、近年、県外からの観光客数や観光消費額が減少傾向にあるなど、長引く景気の低迷や国内外の競争の激化により厳しい状況にある。

このため、平成16年7月に策定した新しい宮崎県総合長期計画「長期ビジョン」において、本県の目指す将来像の一つに「観光・リゾート

・交流などが盛んな社会」を掲げ、施策の方向性として『グリーン・ツーリズムなどの体験・交流や産業観光など、本県固有の地域資源を生かした魅力ある観光地・観光交流メニューづくり』の推進を示している。

(2) 計画作成の背景

今日、従来のスピードや効率性を優先する方向から、ゆとりや潤いといった心の豊かさを重視する、いわゆるスローライフの方向に価値観が変化している。豊かな自然環境や農林水産資源、人情味あふれる県民性等、本県はスローライフの概念と一致する特性を多く有している。

スローライフの柱の一つであるスローツーリズムについては、今後ともさらに関心が高まると考えている。

- ・ 具体的には、人々の旅行ニーズの多様化に伴う小グループでの旅行の増加や体験を目的とした旅行人気の高まりなど、観光・リゾートに対するニーズが大きく変化している。
- ・ 高齢社会の到来やライフスタイルの多様化により、人々の生活に「潤い」や「癒し」を与えることのできるリゾート地が今後ますます求められてくる。

一方、本県には、豊かな自然環境のほか、国内最大規模を誇る「西都原古墳群」をはじめとする数々の史跡や、「古事記」・「日本書紀」に記された国生み神話から天孫降臨そして神武天皇生誕・東征に至る日向神話、神楽に代表される伝統芸能などの歴史資源が数多く残されている。

また、本県では、日南海岸国定公園内を中心として、昭和43年から継続して実施している「みやざきフラワーフェスタ」を始めとして、各地域で豊かな自然や環境を活かした様々なイベントを開催し、地域の魅力アップに努めている。

このような背景を踏まえた上で、「やすらぎのリゾートみやざきづくり」や「神話の国みやざきづくり」を展開させ、交流人口の拡大を図ることを目的として、グリーンツーリズムや神話・伝説を資源とした宮崎型の新しい観光モデルを構築するために、本特区計画を策定するもので

ある。

(3) 県の取組み

県の取組みとして、「ひむか歴史ロマン街道形成構想」を策定し、新しい視点からの地域づくりを推進しており、平成15年5月には、そのモデルルートである「ひむか神話街道」が開通したところであり、新たな広域観光ルートの形成に取り組んでいる。

「ひむか神話街道」

西都原古墳群に代表される史跡や天孫降臨神話、平家落人伝説、海幸彦・山幸彦伝説などにまつわる伝承地など、本県特有の歴史資源をつなぐ、北の高千穂（高千穂町）と南の高千穂（高原町）を結ぶ県内を縦貫する道（ルート） ～ 添付資料参照

また、県では、地域資源を活用した個性と魅力あふれる広域生活圏の形成を目的として、地域連携プロジェクト事業を推進しており、県西部の西諸県地域で「体験型ウォーキング推進事業」を、県南部の南那珂地域で「エコミュージアム南那珂形成推進事業」を展開している。

「体験型ウォーキング推進事業」

本県西部の西諸県圏域において、地域の資源に目を留め、地域に滞在させる手段としてのウォーキングの役割に着目し、体験型ウォーキングを切り口とした広域的な地域づくりを推進している。

～ 西諸県圏域は、添付資料参照

「エコミュージアム南那珂形成推進事業」

本県南部の南那珂圏域において、近年のツーリズム志向の高まり等を踏まえ、自然、歴史、文化等の恵まれた圏域資源を活用した「エコミュージアム南那珂（南那珂まるごと博物館）」の形成を目指している。

～ 南那珂圏域は、添付資料参照

「花とみどりのみやざき」づくりの核となるイベントである「みやざきフラワーフェスタ」の開催を支援しており、花とみどりのみやざきのイメージアップに取り組んでいる。

このほか、豊かな自然環境や温暖な気候を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズムの推進など、本県の観光戦略として「やすらぎのリゾートみやざきづくり」に取り組んでいる。

(4) 市町村の取組み

各市町村において、それぞれが有する自然、歴史資源、環境等を活かしたグリーンツーリズム等による地域活性化に取り組んでいる。

- ・ 農作業体験ツアー
- ・ ワーキングホリデー
- ・ 体験型ウォーキング
- ・ 伝説・歴史探訪ツアー
- ・ 神楽体験ツアー
- ・ 林業体験ツアー
- ・ 環境を学ぶエコツアー
- ・ 環境保全型農業を中心とした消費者との交流 など

また、特区区域内の三股町では、都市住民への農業体験などの提供メニューの中にそば打ち体験と併せて地域で生産した米類を原料とした濁酒を旅行者へ提供し、より一層のグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化を図ろうとしている。

(5) 特区計画区域の特性

特区計画の区域は、主に「ひむか神話街道」沿線市町村、「体験型ウォーキング推進事業」及び「エコミュージアム南那珂形成推進事業」関係市町村、またはその付近に位置する市町村である。

今後、様々な規模での農家民宿の展開可能性があるほか、グリーンツーリズム、エコツーリズム、スロツーリズムなど、宮崎の豊かな自然や歴史資源等を活かした地域づくり・観光戦略に積極的に取り組む地域

である。

なお、今回の特区の区域設定については、主に「ひむか神話街道」沿線を中心に、農家民宿の展開可能性やグリーンツーリズム等の熟度の高い市町村を特区の範囲として設定したところである。今後、熟度の高まった市町村について、特区の区域として追加していく予定である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、本県の「豊かな自然環境資源」、「数々の史跡や記紀に記された日向神話の舞台であるという脈々と受け継がれてきた文化的・知的資源」、そして「農山村地域と都市との交流」を三つの柱とした宮崎型の新たなツーリズムモデルを全国に示す。

現在、ワーキングホリデーをはじめとした農山村地域と都市との交流の取り組みはごく一部では見られるものの、部分的であり、その広がり動きは未だ小さい。また、農家民宿を取り入れた都市との交流事業はほとんど見られない。

農家民宿開設に様々な規制がある中、本計画において用いる規制の特例は小さなものであるが、地域の人々が農家民宿やイベントの開催の他にも地域の生産物を生かした食事、酒等でもてなすことが観光客誘客の有効な手段であるとの認識をもち、かつ、特区として象徴的・先進的に地域が一体となって取り組むことにより、本県の豊かな自然環境や本県独自の神話・伝説などの歴史資源等の地域特性を活かした、地域・民間主導の地域振興への展開が期待できる。

このような、地域・民間の動きに「ひむか神話街道」の開通も契機として県の施策等を実施することにより、歴史資源を広域的に活用した個性と魅力溢れる地域づくりを推進し、交流人口を拡大させることにより、文化的・知的資源の加わった付加価値の高い新たな観光産業の振興及び農山村の活性化を図るものである。

また、農山村の活性化は全国的な課題であるが、農家民宿の規制の緩和については、大規模な投資を伴うものではなく、本県の取り組みの成功

は全国モデルとなり得、また、農山村地域を有する他の自治体においても取り組むことは可能であり、農山村の構造改革に資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

自然環境や神話、神楽等の文化的・知的資源が豊富であるという地域特性を十分活かしつつ、グリーンツーリズムなどの推進による都市と農山村地域との交流を促進することにより、宮崎型の新たな観光モデルを構築する。

なお、農山村において、グリーンツーリズム等を推進することにより、観光客等の農山村への滞留時間が長くなり、より地域住民との交流が深まることで、地域が活性化し、また経済的にも地域農産物の消費・販路拡大、宿泊料収入等農家所得が増加するなど、農山村地域の経済の活性化につながる。地域理解が深まれば、リピーターの定着・増加など、その後の展開も期待できる。

農家民宿開業に関して規制の緩和を図り、できるだけ負担を軽減することが、農家の事業着手への意欲を喚起させ、農家民宿事業を核とした新たな地域づくりを進める契機となる。

併せて、本県は15年度から「ひむか神話街道環境整備事業」、「ぐるっと霧島体験型ウォーキング推進事業」、「エコミュージアム南那珂形成事業」などを実施することにより、個性と魅力溢れる地域づくりを推進し、また、本県の魅力度を向上させている。

国立・国定公園における自然環境を活かした催し、ウォーキング、サイクリング等のイベント等の実施や本県独自の文化的・知的資源を活かした新たな地域づくりを進めることで、観光客等の受入環境の充実や誘客資源が拡大する。このことが交流人口の拡大につながり、ひいては地域経済の活性化につながる。

特に、グリーンツーリズムを推進する三股町においては濁酒を提供、販売するなど魅力ある提供メニューを追加し、都市住民と農山村に暮らす人々との交流を図ることとしている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ・ 特区内の県外観光客数について、平成14年現在約410万人のところ、平成18年には460万人を目指す。
- ・ 特区内の県外観光消費額について、平成14年現在約520億円のところ、平成18年には、600億円を目指す。
- ・ 農家民宿事業者数について、平成18年までに事業者数40件を目指す。
- ・ 自家製濁酒の製造を行う特定農業者数について、平成18年までに2件を目指す。

8 特定事業の名称

- ・ 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- ・ 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
- ・ 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

全国的に行われることになる規制緩和の活用

- ・ 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃
- ・ 農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送に関する道路運送法上の規制緩和
- ・ 農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅業法上の規制緩和

実施主体の出現状況に応じて、特区において実施することができる規制緩和の特例措置の活用

- ・ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

地域づくりを推進するための事業

- ・ 「ひむか神話街道」魅力形成事業(24,574 千円)
「ひむか歴史ロマン街道形成構想」のモデルルートに位置付けている「ひむか神話街道」の魅力付けを行い、神話とロマンあふれる伝説を体感できるルートの整備とそれらを活用した地域づくりを推進する。
- ・ ひむか歴史ロマン街道形成事業(9,873 千円)
本県の歴史資源を広域的に活用した活性化構想である「ひむか歴史ロマン街道形成構想」を推進するため、市町村等の取り組む各地の歴史資源を活用したソフト事業への支援を行う。
- ・ ぐるっと霧島体験型ウォーキングの里づくり支援事業(3,868 千円)
西諸圏域のシンボルである「霧島」の自然、歴史、文化等の様々な地域資源を活用した体験型ウォーキングプロジェクトの実施を図る圏域の取組みについて支援を行う。
- ・ エコミュージアム南那珂形成事業(4,323 千円)
南那珂圏域の豊かな自然資源を、子供たちが直接体験し、学び、考えていくことのできる「エコミュージアム南那珂(まるごと自然博物館)」の形成を目指す圏域の取組みについて支援を行う。
- ・ グリーン・ツーリズム地域内連携システム整備事業(1,483 千円)
グリーン・ツーリズムのより一層の促進のため、グリーン・ツーリズム実践者間の情報交流の促進、実践者の研修育成を図る。
- ・ 新グリーン・ツーリズム総合推進対策事業(3,813 千円)
農村地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる農作業体験活動等を通して、都市と農村の交流を促進する。
- ・ 「神話・伝説、くつろぎの森」フォレスト・ツーリズム推進支援事業(4,844 千円)
「神話・伝説のふるさとツーリズム特区」内において、都市と山村の交流の拠点となる「森の民宿」の整備とその利用促進や地域資源等を活用した新たな産業創出への支援等を行い、所得の確保や就業機会の創出を図る。
- ・ ふるさとツーリズム実践入門講座開催事業(3,929 千円)
県内でグリーンツーリズム等の実践を目指す方々などを対象として、基礎知識やマーケティングの概念、先進事例などに関する講座研修や体験研修を行い、本県におけるふるさとツーリズムの一層の展開促進を図る。

る。

本県への誘客促進のための事業

- ・ 「ふるさとツーリズムの国みやざき」づくり事業(4,092 千円)
豊かな自然と温暖な気候に恵まれた本県の特長を活かした様々な形のツーリズム資源を洗い出し、魅力ある旅行商品となるよう磨き上げ、新しい本県観光の柱の一つとして育成する。
- ・ 神話の国みやざきづくり事業(11,350 千円)
本県ならではの「神話」という観光資源を活用した観光・リゾート振興策を展開し、国内や海外からの観光客誘致の一層の推進を図る。
- ・ みやざきフラワーフェスタ開催支援事業(13,989 千円)
中核イベントである「みやざきフラワーフェスタ」の充実を図るとともに、秋にも花イベントを開催して、年間を通じた「花とみどりのみやざき」づくりを進める。

別紙

1 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において農家民宿事業を営もうとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内で行う農家民宿事業（施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業・農村に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な役務を提供する営業であって、農業者が行うものをいう。）を営む農家民宿（農家民宿に類する形態である林漁家民宿を含む。以下「農家民宿等」という。）については、当該特区の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。）又は消防署長は、消防庁発出の通知の範囲内で、消防法施行令第32条に基づき、消防用設備等の基準に係る同令第3節の規定を適用しないことができる。

例えば、誘導灯及び誘導標識については、農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、消防法施行令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。

また、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、消防法施行令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。

5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域基本方針別表第 1 及び消防庁発出の通知に定める要件を満たす農家民宿等에만、特例を適用する。

(要件を満たすかどうかは、管轄の消防署等検査機関が検査時に確認を行う。)

別紙

1 特定事業の名称

1301・1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立公園又は国定公園において行う自然環境を活用した催しであって、県又は関係市町村が地域の活性化に資するものと認めたものを実施する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内の国立公園又は国定公園（特別保護地区を除く。）内の自然環境を活用した催しであって、県又は関係市町村が地域の活性化に資すると認めるもののために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない浜砂その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為については、自然公園法第13条第3項及び第6項から第8項まで又は第26条第1項及び第2項の規定を適用しない。

例えば、毎年春に2か月程実施される「みやざきフラワーフェスタ」は、本県を代表する花のイベントであるが、当該イベントに関し、「みやざきフラワーフェスタメイン会場運営委員会」が、日南海岸国定公園特別地域内（宮崎市大字加江田「こどものくに」敷地の一部）に設置する花壇や総合案内所、ステージ、レストラン等の仮設工作物については、自然公園法第13条第3項の規定を適用しない。

また、宮崎市の青島地区の活性化と観光客の誘致を図るため、毎年夏に2日程度開催される「AOSHIMAサマーフェスティバル」に関し、当該イベントの実行委員会が、日南海岸国立公園特別地域内（宮崎市青島「青島海水浴場」及び隣接地）に設置するステージ、テント、看板等の仮設工作物については、自然公園法第13条第3項の規定を適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

特区内において特定事業に係る催し（以下「自然活用型催し」という。）が実施される場合には、県又は関係市町村は、国立公園にあつては環境大臣（環境省えびの自然保護官事務所）に、国立公園にあつては宮崎県知事（宮崎県生活環境部生活環境課）に、自然活用型催しの開催期日の1か月前までに、当該自然活用型催しの名称、開催場所及び開催期間並びに当該自然活用型催しに伴う行為の概要を通知しなければならない。

ただし、県又は関係市町村は、通知に当たっては、当該催しが、自然を活用した催しであつて、地域の活性化に資するものであると認め、かつ、そのために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為であることを認めた上で、通知を行わなくてはならない。

また、催しの実施に当たっては、県又は関係市町村は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導を行わなくてはならない。

併せて、催しの実施のために行われた行為については、県又は関係市町村が原状回復（工作物の早急な撤去及び風致の保護上支障がないよう工作物撤去跡地の整理をいう。以下同じ。）を行い、又は行為者に原状回復を指導しなくてはならない。

（ 「催しの実施者」とは、催しの企画・運営を行う者であり、「行為者」とは、催しのために各種行為を行う者である。 ）

別紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区のうち三股町において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

三股町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の認定計画農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

特区のうち、三股町において農山村滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）のために、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せて営んでいる農業者が三股町内の自己の酒類製造場で自ら生産した米を主原料として濁酒を製造し、提供・販売

する。

この際、本事業の事業主体が三股町内の自己の酒類製造場において濁酒を製造するために濁酒の製造免許を申請した場合には酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

本県のグリーンツーリズムは、自然豊かな農山村において、神話や神楽等の文化的・知的資源を活かした地域の取り組みに共鳴する都市生活者へ農業体験などを通じて交流や理解を深めたり、心身共にリフレッシュしてもらうことである。これは、受け入れる側にとっても、地元の歴史や文化、特産品、人情などの豊かさを再認識する契機となるなど地域興しの有力な手段として成功しつつあり、神話で結ぶツーリズムなどこれから広域的な展開が期待される。

本特区のうち、三股町において農家民宿や農園レストランなどを営む特定農業者が自ら生産した米を主原料とした濁酒の製造を可能とし、本県特有のグリーンツーリズムを確立するには当該規制の特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税者として必要な申告納税や記帳義務が生じ、税務当局の検査や調査の対象となり、うける義務が生じてくる。